

第4次香川県全県域生活排水処理構想（案）について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

問い合わせ先

環境管理課 水環境・里海グループ

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

電話:087-832-3218/FAX:087-806-0228

E-mail:kankyokanri@pref.kagawa.lg.jp

平成28年2月18日から平成28年3月18日までの1カ月間、第4次香川県全県域生活排水処理構想（案）について実施したパブリック・コメント（意見公募）では、2人から2件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらのご意見について、適宜要約・集約して整理し、それらに対する県の考え方とあわせて以下に示します。

なお、賛否の結論だけを示したご意見や案と直接関係のないと考えられるご意見については、公表していません。

〈ご意見の提出者数〉

個人 2件

合計 2件

〈提出されたご意見の数〉

生活排水処理の推進に関すること 1件

その他 1件

合計 2件

ご意見（要約）	ご意見に対する県の考え方
生活排水処理の推進に関すること	
<p>小豆島に行く機会が増え、瀬戸内海を眺める時間が増えた。海では漁船や釣り人が減り、貝や海藻を取る人は数えるばかりである。昔は魚も貝もたくさん捕れたという話を聞くが、子どもが遊べるような魚や貝がない。</p> <p>県民一人ひとりが、メダカが住める洗剤を使うなど、魚やアサリが住める瀬戸内海になることを目指してほしい。</p>	<p>本県の発生源別汚濁負荷量をみると、生活排水による汚濁が半分近くを占め、さらに台所排水や洗濯排水等の生活雑排水が生活排水全体の汚濁負荷量の大部分を占めると言われています。生活雑排水を処理するため、下水道や合併処理浄化槽をはじめとする生活排水処理施設の整備を、本構想に基づき効率的・計画的に図ってまいります。</p> <p>また、洗剤の適量使用や流しに調理くずや廃油を流さないなどの家庭でできる浄化活動の実施についても啓発を行ってまいります。</p>

その他

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する際、ポンプの必要な箇所があるようだが、県内にそのような箇所はどのくらいあるのか。ポンプの費用は高額であり、その補助金もあるのか。それとも他の解決策があるのか。補助金の使い方での心を傷つけないよう配慮が必要である。

環境問題を解決するためのよりよい方策を望む。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換する際、敷地が狭い等の理由から浄化槽の設置場所を変更するときにはポンプが必要になる場合がありますが、設置場所や施工方法等により必要性の有無が異なりますので、県ではその数を把握することはできません。

浄化槽に関する補助制度については、各市町が補助要綱を定めて実施しており、国及び香川県は、市町が実施する補助事業に対する財源補助を行っています。

ポンプ設備については、当該設備の設置のみを対象とした補助制度を設けている市町はないと伺っていますが、浄化槽自体に放流ポンプが付属している場合は設置費補助の対象となります。

また、市町によっては単独処理浄化槽等からの転換の際、配管の途中に設けるポンプ設備も配管費補助の対象としており、県は市町に対して財源補助を行っています。